

つくば市監査公表第4号

令和6年度第2回財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年3月31日

つくば市監査委員 平 島 泰 裕

つくば市監査委員 沖 田 浩

つくば市監査委員 五 頭 泰 誠

令和6年度第2回財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 平島 泰裕

つくば市監査委員 沖田 浩

第2 基準に準拠している旨

監査委員は、つくば市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

第3 監査の種類

地方自治法第199条（昭和22年法律第67号）第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第4 監査の対象

所管課 教育局教育総務課

補助団体 つくば市中学校体育連盟

第5 監査の範囲

令和5年度につくば市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

第6 監査の着眼点

1 所管課

(1) 補助金の決定は、要綱、予算等に適合しているか。

(2) 補助金の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。

(3) 補助団体への指導監督は適切に行われているか。

2 補助団体

- (1) 補助事業等は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。

第7 監査の主な実施内容

- 1 事前に所管課及び補助団体に提出を求めた監査資料に基づき、諸帳簿・書類等の試査・照合等並びに所管課及び補助団体の職員から聴取するなどの方法により事務局職員による予備調査を行った。
- 2 監査委員による本監査においては、所管課及び補助団体の職員による事務事業の説明を受けた後、事務局職員による予備調査の結果等に基づき質疑応答を行った。

第8 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

本庁舎会議室

2 日程

令和6年（2024年）8月7日から令和7年（2025年）3月28日まで

（予備調査及び監査結果の報告を含む。）

第9 補助金の概要

1 補助金の名称

令和5年度つくば市中学校体育連盟補助金

2 補助金の交付目的

つくば市中学校体育の健全な普及発達を図ることを目的とする。

3 補助対象経費

- (1) 講師及び看護師に対する謝礼
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費
- (4) 食糧費（競技会時の飲料代及び外部ボランティアに対する弁当に限る。）
- (5) 印刷製本費
- (6) 役務費（競技会時の外部ボランティアに対する傷害保険料及び金融機関の手数料に限る。）
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 備品購入費
- (9) その他事業のために必要な経費で、市長が適当と認めたもの

4 補助金額

交付額 2,087,000円

精算額 2,046,938円

返還額 40,062円

第10 補助団体の概要（令和6年度第1回つくば市中学校体育連盟評議員・理事・専門委員長会議資料より抜粋）

- 1 名称 つくば市中学校体育連盟
- 2 所在地 つくば市並木三丁目8番地
- 3 組織の構成

会長1名、副会長2名、監事2名、理事長1名、副理事長2名、幹事2名、会計2名、専門委員長13名、評議員（各中学校長）、理事（各中学校より1名）

第11 監査の結果

上記第2から第8のとおり監査した限り、重要な点において、おおむね監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該

財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

なお、指摘事項^{※1}は見受けられなかったが、注意事項^{※2}及び検討事項^{※3}については、次のとおりである。

また、軽微な事項については、本監査又は予備調査において、口頭による指導を行っているので、記載は省略した。

※1 指摘事項：法令等に違反していると認められるもの、事務処理等が著しく適切を欠くと認められるもの等

※2 注意事項：指摘事項に該当するもののうち、軽易と認められるもの等

※3 検討事項：指摘事項及び注意事項には至らないが、事務事業等で改善する必要があると認められるもの

【注意事項】

(所管課)

- 1 令和元年度から、養護教諭の負担軽減及び生徒の安全を考慮する目的で、市陸上競技大会、市総合体育大会等に救護員を派遣するため、その謝礼に相当する補助金を増額している。しかし、つくば市中学校体育連盟（以下「連盟」という。）の令和5年度予算書及び決算書を確認したところ、謝礼に係る経費は、令和元年度に増額した金額より少なく、その差額は、増額理由の救護員派遣に伴う謝礼とは異なる支出に充てられていた。差額が発生した理由を確認したところ、所管課が積算していた救護員の派遣日数と、連盟が派遣を依頼していた日数に相違が生じていたことによるものであった。

今後は、補助金の額について、実情に沿った予算を計上し、補助金の交付申請があった際には、連盟から提出された予算書等を精査し、適切な補助金額を交付されたい。

- 2 補助金に係る預金利子について、つくば市中学校体育連盟補助金の手引き（以

下「手引き」という。)では、毎年度市に返還することとしているが、つくば市中学校体育連盟規約(以下「規約」という。)第19条では、「本連盟の経費は、補助金、寄付金、利子その他の収入を以てこれに当てる。」と規定され、預金利子の取扱いが統一されていなかった。

今後は、手引き又は規約の見直しを行い、補助金に係る預金利子の取扱いを統一されたい。

(補助団体)

1 市陸上競技大会、市総合体育大会等に救護員として派遣されるアスレチックトレーナーの謝礼金額の根拠について確認したところ、会計担当者が把握していなかった。これは、謝礼金額が示されている派遣依頼文書を理事長が作成し、会長にメールで確認後、会計担当者に情報共有せずに依頼していたためである。

今後は、会計処理の根拠資料となる文書については、連盟内で共有するとともに、適切に保存されたい。

2 個人の認印を消耗品として購入し、補助対象経費として計上していた。これは、連盟役員会旅費請求書及び受領書に3名分の領収印が漏れていたことから、会計担当者が該当者の認印を消耗品として購入し押印したものである。理由を確認したところ、旅費を支給する際には、旅費規定及び手引きにおいて、領収印を押印することとされているが、旅費の支給を受ける者と会計担当者はそれぞれ別の学校に配属された教員であり、容易に印鑑を求めることができない環境であることから、会計処理を速やかに行うため、やむを得ず認印を購入したとのことであった。

今後は、補助対象経費とする支出内容を精査し、適切な事務執行をされたい。

3 令和5年度当初予算に計上していない備品を年度末に購入していたが、必要と

なった経緯やどの経費から流用したのかを確認できる書類の作成がなかった。また、当該備品に備品シールを貼付しているが、台帳の整備はされていなかった。

今後は、年度末に購入しなければならない理由を精査するとともに、予算を流用する場合は、その経緯を明確にした書類を保存されたい。また、補助金で購入した備品は連盟の財産となるものであるから、台帳を整備し、適切な管理を行われたい。

- 4 概算払により交付を受けた補助金について、補助金額の確定により返還の手続を行った際の領収書を紛失していたり、失念により立替払の精算が大幅に遅れていたりする事案が複数見受けられた。

今後は、補助金に係る書類の保存及び管理を徹底するとともに、立替払をする際には速やかに精算を行い、適切な事務執行をされたい。

【検討事項】

(所管課及び補助団体)

個人の認印を消耗品として購入したことは、前述の補助団体注意事項2のとおりであるが、押印が見直されている社会情勢を踏まえ、旅費を支給する際の押印の必要性を所管課及び連盟で協議し、必要に応じて旅費規定及び手引きの見直しを検討されたい。